

お薬のしおり

院外処方せんのしくみ No.110 (H23.3)

東京医科大学病院 薬剤部

当初は患者さん、医療機関共に戸惑いを感じた院外処方せんの発行ですが、当院でも10数年が経過しました。日本薬剤師会の調査によると、2010年度東京都の医薬分業率は年々増加し、70.1%にまで上がってきています。

ではなぜこのような制度が生まれたのでしょうか。それは、1240年ローマ帝国皇帝であるフリードリヒ2世が、自分の主治医が自分を裏切って毒殺することを恐れて、薬のチェックを別の人に行わせたことに始まります。それから病気を診察するあるいは死亡診断書を書く者（医師）と薬を厳しく管理する者（薬剤師）をわけることとなったのです。

このように医師と薬剤師が役割を分担する制度を「医薬分業」といいます。

では、医薬分業は患者さんにとってどのようなメリット・デメリットがあるでしょうか。

【メリット】

①医師が処方したお薬を薬剤師が二重にチェックし、より安全にお薬を使用していただくことができます。

薬局では、処方されたお薬を薬剤師の立場から内容、飲み方、量などが適正であるかを判断します。さらに患者さんごとに、現在使用中の他の病院のお薬、患者さんの体質やアレルギー歴、以前に起こしたことのある副作用などについて詳しく記録（薬歴）をとっており、その薬歴をもとにして処方せんのお薬との重複や相互作用、アレルギーの有無を確認していきます。そしてもし処方に関して問題点がある、確認する必要があると判断した場合には、医師に問い合わせることで処方内容の変更や処方中止等の処置がとられます。

②充分なお薬の説明や服薬指導を受けられ、納得してお薬を使用することができます。

薬局では薬剤師と話をする時間を十分にとれるので、医師や看護師から聞きにくかったお薬の効能や副作用、注意点など詳しい説明を受けることができます。これによってより安全に、安心してお薬を使



用することができます。

③病院での診療後の薬待ち時間がなくなります。

病院で薬の出来上がりを待つことがありません。診察が終わったら処方せんを受け取り、自分で選んだ薬局で都合のよい時間に薬を受け取ることができます。また、受け取った処方箋をあらかじめ薬局に FAX で送り、お薬を用意しておいてもらうこともできます。

【デメリット】

①病院と保険薬局の2機関を訪問しなければならないので、二度手間になります。

従来であれば、診察の後、病院内で薬を受け取ることができましたが、医薬分業の場合、病院で処方せんを受けとったあとに薬局に行かなくてはなりません。患者さんや家族にとっては移動が負担となります。

②医療費が少し高くなります。

診療費や薬剤費に変わりはありませんが、病院には処方せん料、保険薬局には調剤料が加算され、少し薬局の方が割高わりだかになります。これは、薬局では患者さんの薬歴をつけたり、他の病院や科からでているお薬との重複や相互作用を確認したり、丁寧な服薬指導ていねい ふくやくしどうを行うことによるものです。また、薬局の施設基準しせつきじゆんによって、薬局によっても料金が異なる場合があります。

より安全に安心してお薬を使用するために、ぜひ「かかりつけ薬局」を1つ決めることをお勧めします。特に複数の医療機関や診療科を受診している患者さんは、使用する薬の記録を1か所にまとめることができます。そして信頼できる薬局を見つけることで、患者さんの体質や薬を把握してしてくれる、安心して気軽に相談できる存在になってくれるでしょう。

なお、処方せんの有効期限は発行日を含めて4日となっています。4日以内であればいつでもお薬はもらえます。また、都合によりご本人が取りに行くことができない場合には、代理の方が処方せんを保険薬局にお持ちくださればお薬を受け取ることも可能です。

メリット・デメリット共にある制度ですが、安全対策面ばかりでなく保険制度を維持して行く上で重要な、医療費抑制いりょうひよくせいという点でも関与しており、国は今後も推進すいしんしていくことでしょう。ジェネリック薬の使用なども含め何か不明な点がありましたら薬剤師に何でも問合せして下さい。

